事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
ヤマハ発動機株式会社　マリン事業本部　M E事業部	静岡県磐田市新貝2500番地	船外機（連続最大出力が74キロワット以下のものに限る。）	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

○国土交通省告示第三百二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月六日　　国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
スズキ株式会社　豊川工場	愛知県豊川市白鳥町兎足1番地2	船外機（連続最大出力が74キロワット以下のものに限る。）	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

○防衛省告示第六十四号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十九年四月六日　　防衛大臣　稲田　朋美

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十八年防衛省告示第百五十四号）	平成二十九年二月二十日から同年四月十五日まで	平成二十九年四月十六日から同年七月十八日まで

○東海北陸厚生局告示第二号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定の効力は、当該指定医療機関の事業が廃止されたことにより同表の下欄に掲げる日をもって消滅したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年四月六日　　東海北陸厚生局長　大森　豊緑

名称	所在地	廃止年月日
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局伊東重度障害者センター附属診療所	静岡県伊東市鎌田二百二十二番地	平成二十八年六月三十日

○九州地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月六日　　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
霧島市国分上之段字片城二五六〇番七から同市国分上之段字片城二五六八番一一まで	前	一三・〇九～一九・五七メートル	〇・七二七キロメートル
	後	一一・三六～一九・五七メートル	〇・七二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月六日　　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	霧島市国分上之段字片城二五六〇番五から同市国分上之段字片城二五六八番一五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月六日

○九州地方整備局告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月六日　　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	霧島市国分上之段字片城二五六〇番五から同市国分上之段字片城二五六八番一五まで	九州地方整備局及び鹿児島国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月七日

国会事項

衆議院

議決通知

四月四日本院は政治資金適正化委員会委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

政治資金適正化委員会委員

伊藤　鉄男　　淺井　万富　　日出　雄平

大竹　邦実　　岩井　奉信

議案提出

四月四日議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法の一部を改正する法律案（神山洋介外四名提出）

電波法の一部を改正する法律案（武正公一外三名提出）

通信・放送委員会設置法案（武正公一外三名提出）

議案送付

四月四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

質問書提出

四月四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

テロ等準備罪における目くばせにより一斉に動くようなシステムに関する質問主意書（**逢坂誠二**提出）

禁止されているはずの内閣総理大臣夫人付き職員の選挙活動支援に関する質問主意書（**逢坂誠二**提出）

沖縄県議会の要請に対する沖縄担当特命全権大使の発言と対応等に関する質問主意書（仲里利信提出）